

令和8年度 都島区学習会助成事業要項

1 学習会助成事業とは

区内で学習活動を推進している団体・グループが家庭教育や人権等に関する学習会を実施する場合に、区役所が講師等謝礼を一部負担する事業です。

2 助成対象となる団体等

区内において、日常的に自主的な学習活動を行っているグループやPTAなどの社会教育関係団体。

3 対象となる学習会の要件

(1) 令和9年2月28日(日)までに実施される学習会であること。

※ 実施1ヶ月前までの申請が必要です(予算に達するまで、先着順で受け付けします)

(2) 参加者が20名以上で実施される見込みであること。

※ ただし、次のような活動は助成の対象となりません

- ・ 幼稚園や学校等の園児・児童・生徒が、保育時間中または授業時間中に参加するもの(土曜授業時間中等は、学校教育にあたるため本事業の助成対象となりません)
- ・ 特定の政党やその他の政治団体の利害に関する活動
- ・ 特定の宗教の普及を目的とした活動
- ・ 営利を目的とする活動

4 対象となる学習会のテーマ

Aコース:「子ども・子育て」 例:「家庭内でのしつけについて」・「思春期の子どもの子育て」など

Bコース:「人権」 例:「障がい者の就労問題」・「LGBT～多様性について～」など

Cコース:「都島区の魅力発見」 例:「区内の特産品とその歴史」・「区内の史跡めぐり」

5 助成内容

(1) 1時間あたり4,300円の講師謝礼を助成します。※原則として、源泉徴収を行います。

・ 大規模な学習会であるなど、1名の講師では実施が困難と認められる場合に限り、2名まで助成します

・ 補助が必要と認められる場合は、講師補佐として1時間あたり2,150円を2名まで助成します。

(2) 1団体・グループにつき、ご利用は1回限り、3万円を限度とさせていただきます。

(3) 大阪市から他の助成を受けている場合、本制度に申し込むことはできません。

6 申請期間

令和8年5月11日(月) ～ 令和9年1月29日(金)

7 その他

(1) 助成額が予算に達した時点で受付を終了します。

(2) 場所の確保・使用料は助成団体の負担となります。

(3) 手話通訳や字幕、車いす席の設置など、参加者が参加しやすい環境を整えてください。

(4) 事業の内容について、区ホームページ等で紹介するとともに、別途取り組みについてご報告いただくこととなりますので、ご了承ください。

(5) 事業実施にあたり知り得た個人情報については、適切に取り扱ってください。

(6) 提出された書類は、審査事務以外の目的には使用しません。ただし、大阪市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となります。また、返却はできませんので、ご了承ください。

(7) 申請と異なる内容で実施されると、助成できない場合があります。

◇申請の流れ

「学習会計画書」の提出 締め切り：学習会を実施する1ヶ月前まで（厳守）※郵送可
提出書類：学習会計画書【様式1】 役員等名簿【様式2】（役職名、氏名がわかるものであれば様式は問いません） 活動報告・会報など団体・グループの活動実績・内容等がわかるもの 依頼する講師の実績等がわかるもの
提出先 ： 都島区役所市民協働課

↓
助成の可否等については、審査のうえ通知します。
※助成可の場合は、決定通知と併せて、以下の文書を送付いたします。
・事業実施報告書【様式3】
・請求書【様式4】

学習会の実施
※区役所職員が、事前に連絡のうえ見学に行く場合がありますので、ご了承ください。 ※参加者へのアンケートを実施してください。

↓

「事業実施報告書」「請求書」を提出 締め切り：学習会終了後1週間以内
提出書類：事業実施報告書【様式3】 請求書【様式4】 実施案内チラシ、当日配付資料、アンケート結果等
提出先 ： 都島区役所市民協働課

↓

都島区役所より講師等の口座に謝礼金を振り込みます。 ※謝礼のお支払いには、請求書の提出から3週間程度の日数を要します。 あらかじめご了承ください。

提出先・問合せ先

都島区役所 市民協働課

〒534-8501 都島区中野町2丁目16番20号

電話 06-6882-9734 FAX 06-6352-4558

ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000468940.html>